

個人情報の保護に関する制度の一元化に伴う条例又は規則の制定改廃について

1 法律の改正（個人情報の保護に関する制度の一元化）

令和3年5月19日に**デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律**（令和3年法律第37号。以下「**整備法**」という。）が公布されました。

整備法のうち静岡市に影響がある部分（整備法第51条）は、**令和5年4月1日**から施行されます。

整備法が施行されると、これまで国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業ごとに別々の法律等によって規律していた個人情報の保護に関する制度が一元化され、静岡市の個人情報の保護については、今後は、**条例（静岡市個人情報保護条例）**ではなく、**法律（改正後の個人情報保護に関する法律）**によって規律されることになります。

静岡市個人情報保護条例

→

個人情報の保護に関する法律

（条例による規律）

（法律による規律）

2 現行の制度についての予備的な説明

（1）自己情報の開示請求等

現行の制度においては（整備法の施行後においても）、誰でも、次の請求（**自己情報の開示請求等**）をすることができるようになっています。

- ① 自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（静岡市個人情報保護条例第15条、改正後の個人情報の保護に関する法律第76条）
- ② 自己を本人とする保有個人情報の訂正の請求（静岡市個人情報保護条例第27条、改正後の個人情報の保護に関する法律第90条）
- ③ 自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（静岡市個人情報保護条例第34条、改正後の個人情報の保護に関する法律第98条）

(2) 静岡市個人情報保護審査会と静岡市行政不服審査会

ア 静岡市個人情報保護審査会

自己情報の開示請求等に対する処分について不服申立て（審査請求）が提起された場合、原則として、**静岡市個人情報保護審査会**に諮問し、その答申を受けた上で裁決をすることになっています（静岡市個人情報保護条例第41条第1項）。

静岡市個人情報保護審査会は、**条例（静岡市個人情報保護条例）**に基づく附属機関であり、その組織、会議等についてのルールは、**静岡市個人情報保護条例及び静岡市個人情報保護条例施行規則**に定められています。

イ 静岡市行政不服審査会

一般的な不服申立て（審査請求）が提起された場合は、原則として、**静岡市行政不服審査会**に諮問し、その答申を受けた上で裁決をすることになっています（行政不服審査法第43条第1項）。

静岡市行政不服審査会は、静岡市個人情報保護審査会と異なり、**法律（行政不服審査法）**に基づく附属機関であり、その組織、会議等についてのルールは、**静岡市行政不服審査法等施行条例**に定められています。

静岡市個人情報保護審査会と静岡市行政不服審査会（現行制度における比較）

	諮問の対象	設置の根拠	ルール
静岡市個人情報保護審査会	自己情報の開示請求等に関する審査請求	条例（静岡市個人情報保護条例）	静岡市個人情報保護条例 静岡市個人情報保護条例施行規則
静岡市行政不服審査会	一般的な審査請求	法律（行政不服審査法）	静岡市行政不服審査法等施行条例

3 静岡市としての対応（条例又は規則の制定改廃）

（1）現行の条例及び規則の廃止並びに新たな条例及び規則の制定

整備法の施行に伴い、現行の**条例及び規則（静岡市個人情報保護条例及び静岡市個人情報保護条例施行規則）**を廃止するとともに、**法律（個人情報の保護に関する法律）**を施行するための**条例及び規則**を新たに制定する必要があります。

静岡市個人情報保護条例及び静岡市個人情報保護条例施行規則	→ 廃止
法律（個人情報の保護に関する法律） を施行するための 条例及び規則	→ 新規制定

（2）静岡市行政不服審査法等施行条例の一部改正及び静岡市行政不服審査法施行規則の新規制定

整備法の施行に伴い、静岡市個人情報保護審査会は、**条例（静岡市個人情報保護条例）**に基づく附属機関から、静岡市行政不服審査会と同じ**法律（行政不服審査法）**に基づく附属機関に変わります（改正後の個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項）。

また、整備法の施行に伴い、現行の**条例及び規則（静岡市個人情報保護条例及び静岡市個人情報保護条例施行規則）**を廃止するため、これらに代わる静岡市個人情報保護審査会のルールを定める必要があります。

そこで、**法律（行政不服審査法）**を施行するための**条例（静岡市行政不服審査法等施行条例）**の一部を改正するとともに、**法律（行政不服審査法）**を施行するための**規則（静岡市行政不服審査法施行規則）**を新たに制定したいと考えています。

条例の一部改正及び規則の新規制定に当たっては、これまでの静岡市個人情報保護審査会と静岡市行政不服審査会の実務の運用に変更が生じないようにしたいと考えています（調査審議に係る手続及び公文書の非公開を除く。）。

現行

	設置の根拠	ルール
静岡市個人情報保護審査会	静岡市個人情報保護条例 (条例)	静岡市個人情報保護条例 (廃止) 静岡市個人情報保護条例施行規則 (廃止)
静岡市行政不服審査会	行政不服審査法 (法律)	静岡市行政不服審査法等施行条例 (一部改正)



整備法の施行後

	設置の根拠	ルール
静岡市個人情報保護審査会	行政不服審査法 (法律)	静岡市行政不服審査法施行条例
静岡市行政不服審査会		静岡市行政不服審査法施行細則 (新規制定)